

入札説明書等に関する質問及び回答

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
1	入札説明書	10	2	(6)	ア	解体工事工期	8月18日の対話に関する質問及び回答のNo. 2において、北名古屋衛生組合による解体工事は、平成28年度末にかけて工期を設定し、解体工事工期は、平成28年末頃から部分的に順次終了するとの回答に対して、土壌汚染対策工事の範囲が広く、工期通りに本施設の工事を完了するためには、契約直後の地質調査実施、ならびに平成28年度半ばでの着工が必要との前提で、以下のご質問がありました。 ① 平成28年10月1日までにＳＰＣが本施設の土壌汚染対策工事に着手できない場合は、必要な工期延長及びＳＰＣに生じた追加費用の貴市によるご負担等につき貴市と協議させて頂けるものと理解してよいか。 ② 上記No. 2に加え、解体撤去工事の遅延に起因する事項は協議によるとあるが、これは解体撤去工事が平成29年3月末日時点ですべて完了していない場合は、解体撤去工事の遅延として、これに起因する工期延長及びＳＰＣに生じた追加費用の貴市によるご負担等につき貴市と協議させて頂けるものと理解してよいか。 ③ 具体的な解体工事概要（工法等）、スケジュール等をご教示願いたい。	既設施設の解体工事と、ＳＰＣが行う地質調査及び土壌対策工事等の着手時期との調整について、市はその都度の現状に即してＳＰＣと協議していく考えであり、現時点では対話における回答以上のものではありません。 ① ご指摘の点については、市は協議を行う予定です。 ② 現時点では一概に断定できないため、状況に応じて、市は北名古屋衛生組合、ＳＰＣと協議を行い共に最善策を講じたいと考えています。 ③ 解体工事の概要・スケジュール等については、具体的な詰めを検討している処であると聞いており、開示できる状況になれば情報を提供してまいりたいと考えています。
2	入札説明書	34	5	(5)	(ケ)b	計算書	計算書内の「建築物構造計算書と雨水対策施設設計計算書」がありますが、計算書は、実施設計時に諸条件を協議（行政協議等含む）後に計算条件が確定するため、提出書類は設計条件の概要書として提出することの理解を求められました。	そのようなご理解で結構です。
3	入札説明書	37	6	(1)	ウ	会社名の記入	構成企業の企業名は、正本にのみ記入しますが、構成企業以外等の企業名等を副本に記載することの了解を求められました。また、納入施設等の名称の記載についても了解を求められました。	そのようなご理解で結構です。
4	入札説明書	38	6	(3)	イ	入札価格内訳書(様式4-2)	電子入札システムにおける添付について確認がありました。	電子入札システムで応札を頂く場合には、入札価格内訳書を添付して頂くようにしています。なお、電子入札システムによりがたい場合においては、紙による持参又は郵送（書留等に限る）により提出頂くこととなります。
5	入札説明書	39	6	(4)	イ	運営・維持管理費関連	「ごみ量」「ごみ質」の許容範囲については民間事業者が提案することとなっていますが、許容範囲を超えた場合の運営委託料の改定についてお尋ねがありました。	要求水準書にお示した、ごみ量やごみ質を超え、処理単価等に影響を及ぼさないと考えて頂ける受入許容範囲についてご提案頂くこととしています。その範囲を超える具体的な事象が生じた場合、当該許容範囲を超えたか否かの認定も含め、市はＳＰＣと協議する考えです。
6	入札説明書	40	6	(4)	ウ	その他収入内訳書	上記のご質問と同様に、「ごみ量」「ごみ質」の許容範囲については民間事業者が提案することとなっていますが、許容範囲を超えた場合の運営委託料の改定についてお尋ねがありました。	処理単価等に影響を及ぼさないと考えて頂けるごみ量やごみ質を超えた受入許容範囲については、ご提案頂くこととしています。その範囲を超える具体的な事象が生じた場合、当該許容範囲を超えたか否かの認定も含め、市はＳＰＣと協議する考えです。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
7	入札説明書	44	6	(4)	カ	資金収支計算書	「評価指標（中略）を計算して記入すること」とありますが、様式13-11のエクセルシートには計算式が入力されていません。計算方法については、内閣府の公表する算定方法（http://www8.cao.go.jp/pfi/pdf/annual1805.pdf）に則り、以下の通り算出することでよいのかのお尋ねがありました。 1. P I R R 初期投資額＝Σ（n年度に発生する出資者及び融資する金融機関等に帰属するキャッシュフローの合計額／（1＋P I R R）ⁿ） 2. E I R R 出資金に相当する額＝Σ（n年度に発生する出資者に帰属するキャッシュフローの合計額／（1＋E I R R）ⁿ） 3. D S C R n年度のD S C R＝n年度に発生する出資者及び融資する金融機関等に帰属するキャッシュフローの合計額／（n年度の元金返済額＋n年度の支払金利額） 4. L L C R L L C R＝$\{ \Sigma$（n年度に発生する出資者及び融資する金融機関等に帰属するキャッシュフローの合計額／（1＋割引率）ⁿ）$\} /$借入金の元本	そのようなご理解で結構です。
8	入札説明書	44	6	(4)	カ	資金収支計算書	現在価値換算をするための割引率2. 5%について、「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について」（衛環第18号平成12年3月10日）には、4%と設定されているので、4%にて算出すべきでないかとの確認、及び2. 5%の根拠についてもお尋ねがありました。	多くの他事例でもみられるように、4%の設定が絶対的なものとは考えておらず、「割引率」の基本的な考え方に立ち返って、金利及びインフレ率等の過去のトレンドを踏まえ、当該事業期間に亘って市が合理的な想定と考える「割引率」を設定したものです。
9	入札説明書	44	6	(4)	カ（イ）	資金収支計算書	PIRR、EIRR、DSCR、LLCRの記載がありますが、これらの指標値は評価の対象となるのか。落札者決定基準の評価には、各指標についての記載がありません。事業収支は、事業収支計画全体で評価されるものであり、指標のうち、どれか一つの指標値のみを抽出して評価されるものではないとの理解でよいか確認がありました。	基本的には、そのようなご理解で結構です。
10	入札説明書	44	6	(5)		設計図書	設計図書は、様式指定がある事業提案書等と分冊、合冊のどちらでもよいのかとのお尋ねがありました。	分冊とします。
11	入札説明書	44	6	(6)		提案図面	様式15-1の表紙（A3版）を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じることとあります。提案図面は、A3版のファイル製本との理解でよいのか。または、A4で折り込みA4版のファイル製本としてもよいのかとのお尋ねがありました。	表紙を「A3版」としていますので、A3版のファイル製本として下さい。
12	入札説明書	48	8	(2)		運営・維持管理期間中の保険	民間事業者の加入する保険として普通火災保険があります。貴市が所有している施設の場合、火災保険は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済等の建物災害共済の方が、民間事業者が付保する普通火災保険より保険料を抑制できるとのお考えから、本施設を対象とする共済に貴市で加入して頂けないか、とのご要望がありました。仮に民間事業者で普通火災保険を付保する場合、費用抑制のため、建物総合損害共済加入に関するための協力依頼がありました。建物総合損害共済には、自治体の紹介等がないと加入できないものがあるので、こうした場合は紹介等、加入に必要な協力の依頼がありました。	加入する具体的な保険については、ご提案頂くと共に、市が合理的と認める範囲内で協力する考えです。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
13	入札説明書	49	8	(7)		新規委託企業の事前協議期間	事業提案書に記載のない企業に委託又は請け負わせる場合の市との事前協議にどれ程の期間を要するのをお尋ねがありました。	新たに参加する構成企業が、入札説明書「3（1）応募者の参加資格要件等」に記載ある「当該競争入札参加資格を有していない者」である場合、参加資格を取得するために要する期間を考慮して下さい。 一般的な「下請企業」を起用する場合であれば、合理的な準備期間を考慮して下さい。
14	入札説明書別紙3	6	1	(2)	ウ	物価変動価格改定時の整備割賦料への影響	施設整備委託料の物価変動による改定があった場合は、建設時支払金及び引渡時支払金にて増減が調整され、整備費割賦料には影響しないとの理解でよいか確認がありました。	状況や規模によると考えており、合理的な範囲で市はSPCと協議を行う考えです。
15	入札説明書別紙3	6	1	(2)	オ (ア) (イ)	事業量の変動により費用が変化するものについて	平成27年8月25日対話の結果公表資料No6につき、(ア)汚染土壌対策費及び(イ)地中支障物対策費は、「事業量の変動に応じた支払いを予定しているので、必要な協議を行います。」とのご回答を頂きました。事業量の変動には、資材や労務等の物価上昇等の要因も含めた単価に対してもその変動に応じた支払いを予定して頂けるという理解でよいか、確認がありました。 再確認の理由として、事業契約書(案)37頁2(1)において「市又はSPCは、施設整備期間内で事業契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設整備費が不適当となったと認めたときは、相手に対して施設整備費の変更を請求することができる。」とありますが、汚染土壌対策及び地中支障物対策工事は契約後12月以内に工事を行う予定としているための確認ということでした。	事業量の変動に応じた費用の支払いについては、対話での回答のとおりですが、契約から12月を経過しない賃金水準又は物価水準の変動は考慮しません。
16	入札説明書別紙3	6	1	(2)	オ (ア) (イ)	事業量の変動により費用が変化するものについて	解体工事前、工事後において、ボーリング調査等を行うことかと考えられますが、本事業にあたり、将来的に影響を与える可能性がある事項については、民間事業者への情報提供の依頼がありました。 また、要求水準書（添付資料14）ならびに環境影響評価書（81～82頁、385～389頁）に記載のある地質状況と民間事業者による事前調査結果が大きく異なり、工事期間中、運営維持管理期間中に支障をきたす事象が確認された場合には、精算の対象として頂くよう依頼がありました。	将来的に影響を与える可能性がある事項を確認した場合には情報提供を行う予定です。 また、地質確認の結果、建設や運営に大きく影響を与える状況が確認された場合には合理的な範囲で協議に応じるものとします。
17	入札説明書別紙3	6	1	(2)	オ (ア)	汚染土壌対策費	汚染土壌対策費については提案された金額を前提とする一方、支払い方法等については、改めて市とSPCで協議を行うとあります。現実的な金額を提案すべきですが、例えば1円と提案すれば、見かけの入札金額を減らすことができ、民間事業者としては、他グループとの競争入札の中で、どのような金額を提案すればよいか決定するのは困難とのことです。 については、汚染土壌対策費についても電波障害対策費等と同様に、一定の金額を貴市にて提示いただき、提案時には当該金額を計上するものとさせて頂けないか、とのご要望がありました。	公表した資料等に基づいて、現時点で合理的に推定が出来る範囲内でのご提案をお願いします。 なお、提案から大きく増減した場合には、合理的な範囲で協議を行う予定です。
18	入札説明書別紙3	6	1	(2)	オ (ア)	地中支障物対策費	地中支障物対策費については提案された金額を前提とする一方、支払い方法等については、改めて市とSPCで協議を行うとあります。現実的な金額を提案すべきですが、例えば1円と提案すれば、見かけの入札金額を減らすことができ、民間事業者としては、他グループとの競争入札の中で、どのような金額を提案すればよいか決定するのは困難とのことです。 については、地中支障物対策費についても電波障害対策費等と同様に、一定の金額を貴市にて提示いただき、提案時には当該金額を計上するものとさせて頂けないか、とのご要望がありました。	公表した資料等の範囲で具体的なご提案をお願いします。 なお、提案から大きく増減した場合には、合理的な範囲で協議を行う予定です。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
19	入札説明書別紙 3	7	1	(2)	オ (エ)	インフラ整備負担金	上水道・下水道の引込みに係る負担金額は民間事業者の提案とする一方で、市からの支払額は実際に民間事業者が水道事業者に負担した金額とあります。現実的な金額を提案すべきですが、例えば1円と提案すれば、見かけの入札金額を減らすことができ、民間事業者としては、他グループとの競争入札の中で、どのような金額を提案すればよいか決定するのは困難とのことです。 については、上下水道の金額についても、電気や都市ガスと同様に、一定の金額を貴市にて提示いただき、提案時には当該金額を計上するものとさせて頂けないか、とのご要望がありました。	ご提案の内容を前提とした必要な事業費をご提示願います。
20	入札説明書別紙 3	10	1	3	イ	運営委託料変動費相当分、可燃ごみ等処理相当分	「実績処理量」とは、本施設のごみ等計量器にて計測するものと理解してよいかの確認がありました。	そのようなご理解で結構です。
21	入札説明書別紙 3	11	1	3	イ	運営委託料変動費相当分、資源化処理相当分	「各種資源化対象物の[資源化処理／運送]数量」とは、資源化企業の施設に設置する計量器にて計測するものと理解してよいか、との確認がありました。	基本的には、資源化企業での計測数量としますが、過積載防止や搬出管理の観点から、事業用地から搬出される時点での計測も必要に応じて行ってください。
22	入札説明書別紙 3	11	2	(1)		建設時支払金及び引渡時支払金	建設時の支払につき、貴市から工事代金の前払いの予定の有無について、国土交通省「PFI方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化について(平成16年7月7日)」に保証事業会社の金融保証事業を活用しての支払を認める記載があるため、確認のお尋ねがありました。	市は、ご指摘の国土交通省の通達において「対象者：PFI法第2条第5項に規定する選定事業者の発注する工事及び測量を受注した者」は、選定事業者であるSPCとSPCから当該工事及び測量を請負う構成企業との間を定めたものと理解しています。従って、市からSPCへの「前払い」を行うことは予定しておりません。
23	入札説明書別紙 3	11	2	(2)		四半期入金タイミング	「運営・維持管理期間の各年度の第1四半期相当分を7月1日以降に、第2四半期相当分を10月1日以降に、第3四半期相当分を1月1日以降に及び第4四半期相当分を4月1日以降に、市による四半期報告書の確認を得た後、すみやかに市に請求書を提出する。市は請求を受けた日から30日以内に民間事業者に対して支払う。」とあることから、予定通り民間事業者が貴市に四半期報告書、請求書を提出した場合は初回の支払いは平成32年8月末までに入金されるという理解でよいか、とのお尋ねがありました。	引渡予定日は「平成32年6月（事業契約書（案）別紙1 事業日程）」としているため、初回の支払いは「平成32年度第2四半期相当分」となりますので、平成32年10月1日以降「請求を受けた日から30日以内」となります。
24	入札説明書別紙 4	17	4			資源化処理における減額措置について	「[資源化／運送] 企業の代替企業またはつなぎ企業の選定における単価の増減額の計算について、基準となる元の[資源化／運送] 企業の単価が、物価変動等によって[資源化／運送] 契約に基づき上昇している場合（例えば10,000円/tが20,000円/tになっている場合）は、当該上昇後の単価（20,000円/t）を基準として増減額を計算するものと理解してよいか、確認がありました。	ご提案された処理単価を基準とすることが基本的な考えです。市は民間事業者からご提案を頂いた物価変動指標について確認し、具体的な改訂方法を協議する予定です。市が代替企業等と契約する必要が生じた場合は、その時点での処理単価を基準に取り扱います。
25	入札説明書別紙 5 事業契約書別紙 11	26 35	2	(2)		消費税の変動による改定	本入札説明書では、「消費税及び地方消費税が変動した場合に、市は、当該変動にあわせて変更された消費税及び地方消費税相当額を負担する」とありますが、事業契約書（案）別紙11には「～本事業に直接関連する法令又は税制とは、～、これに該当しない法人税、消費税その他の税制変更～は含まれないものとする」とあります。本事業の委託料にかかる消費税及び地方消費税は、「本施設的设计業務、建設業務、運営・維持管理業務その他本事業に関する事項を直接に規制することを目的としている」と考えられるので、入札説明書が正と捉えてよいか、確認がありました。	そのようなご理解で結構です。事業契約書（案）別紙11「法令変更による費用の負担割合」については、明確化するために改訂します。
26	要求水準書	3	1編	1章	2節 (24)	用語の定義について	「ごみ処理施設とは、本施設のうち、処理施設、破碎選別設備を総称するという」とありますが、用語定義の（23）にて、同様の意味において、「前処理設備」という用語を使用しておりますので、「ごみ処理施設とは、本施設のうち、処理施設、前処理設備を総称するという」と読み替えてよいか、との確認がありました。	そのようなご理解で結構です。「ごみ処理施設」とは、本施設のうち、処理施設、前処理設備を総称するという、と改訂します。

No.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
27	要求水準書	5	1編	1章	4節2	敷地条件	8月18日の対話に関する質問及び回答のNo. 1 1において、「解体撤去後の地盤高さについては、続いて行われる建設を考慮し、客土の搬入を控え、撤去レベルから若干高い状況までの整地の予定と聞いております。」との回答を頂きました。 敷地内の土量バランス検討を行う上で、民間事業者に引き渡される地盤レベルの起点(解体撤去後の地盤高さ)については、提示した現状地盤高にNP+4.4m～NP+5.1mと幅があるため、事業者にて提案し、仮に提案に対し増減が生じた場合には変動分を精算の対象とする提案がありました。	対話に関する回答の通り、「撤去レベルから若干高い状況までの整地される」ものとして、改めて公表した資料数値及び既設平面図、断面図より想定して、ご提案をお願いします。 提案に対して大きく増減が生じた場合の精算については、合理的な範囲で協議によるものとします。
28	要求水準書	8	1編	1章	10節	情報の取扱い	「民間事業者が所有する本事業に関する情報は、市の求めに応じ、全て市に提供するものとする。ただし、～市と協議の上、決定する。」とありますが、民間事業者にとり秘密情報となる内容については、事前に情報の開示の可否及び範囲について貴市と構成企業で協議ならびに合意の上、開示していただきたい、とのご要望がありました。	民間事業者が所有する本事業に関する情報は、市の求めに応じ、全て市に提供するものですが、市として情報開示対象として取り扱うか否かについては、市と民間事業者は十分に協議を行った上で決定する予定です。
29	要求水準書	11	1編	2章	1節13	周辺建物調査	「建設工事による周辺家屋等への影響が確認された場合は、全て民間事業者の負担で復旧する」とありますが、公共工事標準請負約款と同様に、工事の施工に伴い通常避けることができない影響については、本事業の実施により必然的に生じる影響と考えられるため、貴市の費用負担により復旧させて頂けるものと理解してよろしいか、とのお尋ねがありました。	本件は包括委託契約であり、公共工事標準請負約款で定義する発注者とは直接的にはSPCを指すと考えています。 同約款第28条で示している発注者側の責任の解釈は、発注者の指図に過失があった場合や、工期設定において無理があることによる損害、及び請負者の選任に係る責任等を指していると認識しています。 なお、請負者が善良な管理者の注意義務を怠らなかったにも関わらず生じた、通常避けることができない影響については、発注者とともに合理的な範囲で協議するものとします。
30	要求水準書	11	1編	2章	2節11	周辺建物調査	「周辺建物調査の結果、建設工事による周辺家屋等への影響が確認された場合は、全て民間事業者の負担で復旧する。」とあります。 本工事の開始時の事前調査及び完了時の事後調査は行うにしても、建設工事に伴う周辺家屋等への影響については現時点では想定できないため、復旧工事について費用の精算は建設時に別途協議させてもらえないか、とのお尋ねがありました。	公表した資料に基づき、周辺建物への影響に配慮した提案としてください。建設工事に伴い周辺家屋等への影響が生じた場合は、民間事業者の責任で対応するものと考えます。
31	要求水準書	20	2編	1章	2節7(8)	仮設物	「場内に仮設物を設置する際には」とありますが、敷地が非常に狭く、かつ解体工事における場内状況が不明であるため、仮設物ならびに仮設事務所は場外近隣に設置する可能性が非常に高い状況であることから、近隣にて貴市ならびに北名古屋市様にて無償貸与頂ける場所等をご教示いただきたい、とのご要望がありました。	無償でご提供できるものではありません。
32	要求水準書	20	2編	1章	2節7(8)	仮設物	「場内に仮設事務所を設置し、仮設事務所にはSPCから選任した統括工事責任者を常駐させる。」とありますが、限られた敷地であるため近隣の用地で仮設事務所の機能(監督員・SPC職員等)を設けることが可能か、とのお尋ねがありました。	仮設事務所は基本的に場内に設置するものと思いますが、やむを得ず、用地外に仮設事務所を設ける場合には、現場の管理、状況の確認が十分に可能で、監督責任が果たせる場所に設けることを前提に協議に応じます。
33	要求水準書	22	2編	1章	3節(1)オ	必要経費	8月15日付の対話に関する質問及び回答 No27「生成物の取扱いについて」にて、試運転期間中における飛灰は貴市が全量引取るとご回答頂きましたが、試運転期間中に発生する溶融スラグは、品質確保の調整等を行っている段階であるため、溶融スラグも貴市へ全量引渡すものと理解してよろしいでしょうか、とのお尋ねがありました。	試運転期間中の溶融スラグについては、本市が引き取る上で必要な基準を満足したものについては、市が引き取り、可能な限り有効活用したいと考えています。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
34	要求水準書	35	2編	1章	4節	設計のかし担保	「実施期間中に亘り、全て民間事業者の責任において保証する」とありますが、20年間の運営期間に亘り責任を保証することは非常にリスクが大きすぎると考えます。つきましては、下記内容に基づき設計のかし担保期間を10年間で出来ないか、とのお尋ねがありました。（ごみ処理施設BTO方式の他事例では、設計かし10年が大半とのことです。） ① 「契約に係るガイドライン-PFI事業契約における留意事項について-」には、「BTO方式の場合、施設がPFI事業契約等に従って施工されない場合に備えて、選定事業者に瑕疵担保責任を負わせることが通例である。瑕疵担保権の行使期間は施設の引渡しの日あるいは完工確認書交付の日から10年、5年、2年等とされることが通例である（70頁）。」と記載があります。 ② 民法上では、2点につき該当し、「目的物が土地の工作物である場合には、工作物又は地盤の瑕疵につき、普通の工作物については5年、石造、土造、煉瓦造又は金属造の工作物については10年とされている（第638条第1項）。ただし、請負人の瑕疵担保責任の存続期間は、普通の時効期間内に限り特約により伸張できる旨規定されている（第639条）。尚、債権等の消滅時効（第167条）は、「債権は、10年間行使しないときは、消滅する」と記載があります。	「民間事業者の責任において保証」とは、事業者責任の下、20年間の運営を適正に行っていただくことを示しています。 なお、設計の瑕疵担保とは、事業者が設計図書等に従い施工したにもかかわらず、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合を意味すると考えています。このような瑕疵については事業者の責任において保証する必要があります。したがって、施工不良等の施工の瑕疵担保とは性格が異なり、設計の瑕疵担保を設定することは不適当と考えます。
35	要求水準書	36	2編	1章	4節	かしの改善、補修	「かし担保期間中に生じたかし」とありますが、かしは設計時または施工時に生じるものであり、後発的に生じるものではないと考えられ、ついては、「かし担保期間中に発見されたかし」と理解してよいか、とのお尋ねがありました。	そのようなご理解で結構です。
36	要求水準書	42	2編	2章	2節2(1)	計画ごみ質	可燃ごみのバイオマス比率は、売電収入計画に大きく影響するので、売電収入計画上のバイオマス比率は60%に統一していただけないか。バイオマス比率が入札参加者ごとに異なる場合、入札金額に大きな影響が出るとともに、統一条件での評価とならないため、との提案がありました。	対話で回答したとおり、バイオマス比率は凡そ60%です。
37	要求水準書	42	2編	2章	2節2(1)	計画ごみ質	運営、維持管理の用役費や売電収入等に大きく影響するため、各ごみ質の出現頻度についてのお尋ねがありました。	提示できるデータを有していません。
38	要求水準書	42	2編	2章	2節2(2)	不燃ごみ	表2-2-3で不燃ごみとして「乾電池」、「電球」があります。 また、北名古屋市のごみの出し方では、不燃ごみとして「蛍光灯」、「体温計」、「温度計」があります。本施設の供用開始前までに、これら水銀混入の原因となるものの収集段階での分別や搬入禁止物化する計画について、お尋ねがありました。	現段階では水銀混入物への対応は課題と認識していますが、具体的な対応についてはお示しできるものではありません。
39	要求水準書	43	2編	2章	2節3(4)	配置動線等	アームロール車は何を運搬する車両かお尋ねがありました。	大江破碎工場からの破碎残渣、不測の事態による搬入停止時の仮置きごみ、災害廃棄物等、将来における搬入の可能性があるものを運搬する車両です。
40	要求水準書	59	2編	4章	2節2(3)	見学者説明用会議室大ホール、見学者説明用ホール	(3)見学者等環境学習対応設備の中で記載があります「見学者説明用会議室」、「大ホール」、「見学者説明用ホール」は、同一のものと理解してよいか、確認がありました。	そのようなご理解で結構です。 「見学者説明用会議室」に統一して改訂します。
41	要求水準書	69	2編	6章	5節1	自動火災報知設備	自動火災報知設備の受信機の型式は「P型1級」とありますが、P型受信機は火災感知器と受信機窓口が1体1で対応するタイプであり、約130エリア用のものが最大とのこと。当該施設は規模的に200エリア以上の火災検知エリアになるとのことです。 同等の機能を有し、受信窓口がデジタルパネル式で、200エリア以上に対応できる受信機を採用することが今回の要求水準であるという理解でよいか、との確認がありました。	警戒区域に対して受信機窓口が1対1で対応する機能を有するものであれば、基本的には、そのようなご理解で結構です。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
42	要求水準書	76	2編	7章	2節1 (1)	(1) ごみ等計量器	平成27年8月25日対話の結果公表資料No20「当面は自己搬入を行わない予定」と回答をしましたが、入札にあたって、応募者の諸条件を揃えるため、本施設の供用開始後のいつごろからを想定すればよいか、とのお尋ねがありました。	具体的な予定は決まっています。自己搬入の受け入れを始める場合には事前に協議を行う予定です。
43	要求水準書	77 80 80	2編	7章	2節2 3節1 3節3	ごみ投入扉	「全てのごみ投入扉に監視カメラを設置し、投入されるごみの内容及びナンバープレートを撮影する」とありますが、ごみの内容はビット内側から、またナンバープレートの撮影は投入ステージ側から必要となり、いずれも非常に遠距離から、且つ多数量の撮影となるため現実的な運用は非常に困難であると考えられています。目的は搬入禁止物の確認と考えており、本件につきましては、配置レイアウト等を基に、実施設計時に協議とさせていただけないか、とのお尋ねがありました。	要求水準書どおりとしますが、搬入禁止物の確認等十分な機能を有することを前提に、配置レイアウト等を基に協議に応じるものとします。
44	要求水準書	79	2編	7章	3節	前処理設備	前処理設備（破砕選別設備）は、要求水準書の通り、1. 不燃ごみ投入ステージ、2. 搬入禁止物ストックヤード、3. 不燃ごみ受入・貯留装置及び供給装置、4. 前処置装置、5. 破砕物選別装置、6. 破砕物搬送装置ならびに7. 破砕物貯留装置から構成されるという理解でよいか。また、要求水準書に記載の通り、「破砕資源物の選別種別及び選別精度は、民間事業者の提案による」という理解でよいかお尋ねがありました。	そのようなご理解で結構です。破砕選別により回収される「金属類」は、再利用金属資源として評価が高いと考えているため、極力選別資源化が図られることが望ましいと考えます。
45	要求水準書	79	2編	7章	3節1	不燃ごみ投入ステージ	不燃ごみ投入ステージに、投入ごみ監視コンベヤを設けるとありますが、安全等を考慮しダンピングボックス方式として提案してもよいか、とのお尋ねがありました。	要求水準書どおりとします。
46	要求水準書	82	2編	7章	節1 (1) ア	熔融炉炉体	「鉄骨は各部の支持に十分耐え得る強度とし、地震や熱膨張等を考慮した独立構造とする」とあります。炉体支持構造は、①プロセス特徴、②耐震性確保・損傷防止等の確保の考え方を基に、建築構造物で支持する方式を予定しているとのこと。（建築構造物確認申請時の構造適合性判定時においても承認済み実績あり）。そのため、炉体支持構造は、建築構造としての耐震性が確保されていることを前提に、メーカー提案を認めていただけないか、とのお尋ねがありました。	建築構造としての耐震性、安全性が十分に確保されていることを前提に、提案を認めます。
47	要求水準書	109	3編	2章	3節	住民対応	「市が地元住民と協議の上、確認した事項等は十分に理解し、協力する。」とあります。 ① これまで、地元住民の方々と確認している事項等がありましたらご教示願いたい、とのご要望がありました。 ② 実施済みの地元住民の方々へのホームページ以外での説明資料や合意内容等があったら提供願いたい、とのご要望がありました。	現時点では特にございません。
48	要求水準書	118	3編	3章	13節 表3-3-2	前処理設備搬入禁止物	粗大ごみの最大搬入寸法は、要求水準書118頁の「前処理施設搬入禁止物一覧 5 体積の大きなもの」は、180cm×90cm×60cm以上となっているため、粗大ごみの最大搬入寸法は、180cm×90cm×60cm以下とさせていただく、とのご意見がありました。	そのようなご理解で結構です。
49	要求水準書添付資料 5	9				事業予定地概況図（地下埋設物等残置状況）	旧民間工場跡地の南側に位置する衛生組合施設内に進入する動線は、解体・撤去するという理解でよいか、とのお尋ねがありました。	そのようなご理解で結構です。
50	要求水準書添付資料 6	14				地質等調査結果	添付資料6にて提示したデータが、受注後に民間事業者が実施する地質調査の結果と大きく異なり、提案する工事内容および工期等に大幅な変更が生じた場合、別途、精算いただけるという理解でよいか、との確認がありました。	特に工期や処理費用に影響を及ぼす可能性の高い予期できない事項が確認された場合には合理的な範囲で協議に応じるものとします。

No.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分			質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答																											
			大項目	中項目	小項目																													
51	様式6-2					様式の記載方法	提案内容欄に記載のある「○要求水準書からの変更の有無」の定義について、確認がありました。 (例) 変更無し：要求水準書と同等、代替案にている事項 変更有り：要求水準書以上、実施設計後に確定される予定の事項	提案内容がどういった対応で要求水準を満たすものかを確認するもので、特に変更箇所が要求水準を満たすものであるのかを確認する上で、具体的な対応内容の区分をお示し頂くものです。定義は以下の通りとします。 変更無し：要求水準書と同等 変更有り：要求水準書と同等以上の代替案、要求水準書以上の変更																										
52	様式13-5					様式の記載方法	要求水準書115頁～116頁等で定めたとおり、各種資源化対象物は全量資源化するものと理解いたしますが、13-5 各種資源化物について記載する欄には、各種資源化対象物と同量を記載するものと理解してよいか、確認がありました。	各種資源化物とは、資源化処理により生成される物で資源化対象物とは同量でないと考えます。資源化処理により、生成される物質や製品の名称と量を記載してください。																										
53	様式13-10					様式の記載方法	設計・建設期間が1年目から4年目まで（H28～H31）となっており、H32年の1四半期を記載する欄がありませんが追加してよいか、確認がありました。	施設整備委託料及び運営委託料内訳書「様式13-2～様式13-11」は、いずれも一例を示しており、必要に応じて加除修正をお願いします。																										
54	様式13-11					法人税等	入札条件の統一の観点から、法人税率等の指定の依頼がありました。 現行税率等を踏まえ、法人税23.90%、都道府県民税4.00%、市町村民税9.70%、地方法人税4.40%、事業税率9.59%から算出した税率34.51%で統一して頂けないかとのことです。（以下、税率算出方法） <table><tr><td>法人税率</td><td>23.90%</td><td></td></tr><tr><td>都道府県民税</td><td>4.00%</td><td></td></tr><tr><td>市町村民税</td><td>9.70%</td><td></td></tr><tr><td>地方税</td><td>3.27%</td><td rowspan="2">=(+)*</td></tr><tr><td>地方法人税</td><td>4.40%</td></tr><tr><td>事業税率</td><td>9.59%</td><td></td></tr><tr><td>小計</td><td>41.17%</td><td>= + + +</td></tr><tr><td>事業税率</td><td>9.59%</td><td>=</td></tr><tr><td>税率</td><td>34.51%</td><td>= /(1+)</td></tr></table>	法人税率	23.90%		都道府県民税	4.00%		市町村民税	9.70%		地方税	3.27%	=(+)*	地方法人税	4.40%	事業税率	9.59%		小計	41.17%	= + + +	事業税率	9.59%	=	税率	34.51%	= /(1+)	税率は事業等の規模によることから、指定は行いません。
法人税率	23.90%																																	
都道府県民税	4.00%																																	
市町村民税	9.70%																																	
地方税	3.27%	=(+)*																																
地方法人税	4.40%																																	
事業税率	9.59%																																	
小計	41.17%	= + + +																																
事業税率	9.59%	=																																
税率	34.51%	= /(1+)																																
55	基本協定書	5	1条	3項		目的	「この協定、事業契約等、入札説明書等、事業提案書」の契約の優先順位となっています。各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答では、定義上「入札説明書等」に含まれているため、現状第3位です。しかし、各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答には、「この協定」や「事業契約等」の解釈が記載されていることから、最上位の順位としないと契約の解釈に齟齬をきたすのではないかと懸念しているとのことです。ついては、以下のように取り扱っていただけないか、とのご要望がありました。 ① 各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答を最上位の優先順位として頂けないでしょうか。 ② また、対面的対話の回答No.3の中で対面的対話については入札説明書と一体として取り扱われる旨の記載がありましたが、やはり対面的対話における質問回答にも、「この協定」や「事業契約等」の解釈が記載されていると理解しておりますので、最上位の順位として頂けないでしょうか。	基本協定書（案）を含めた各種契約書（案）につきましては、対面的対話への回答も含め回答内容を反映した改訂を行っています。また、本条に記述されている各種の契約書は、民間事業者選定後、公表している契約書（案）を基に当該民間事業者と契約交渉を経て成案となったもの（事業契約は議会承認を得たもの）を指しているため、この優先順位で妥当と考えます。																										
56	基本協定書	7	5条	5項	2号	事業の概要	[資源化処理/運送]業務を遂行せしめる資源化処理対象物の水準の保証についての項目である為、本項の「乙」には[資源化処理/運送]業務を行う協力企業は含まれず、乙はS P Cと読み替えるという理解でよいか、とのお尋ねがありました。	本条第5項(2)の冒頭「乙」は、「資源化処理企業を除く乙」と改訂します。																										

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
57	基本協定書	7	5条	5項	5号	事業の概要	資源化処理／運送企業の代替企業・つなぎ企業との契約に係る貴市の追加の財政負担については、「本施設に搬入される各種ごみの性状及び分量の要求水準未達のみ起因することが明らかな場合を除き」、乙が補償することとなっています。一方で、事業契約書別紙8等においては、「不可抗力により資源化企業の業務遂行が不可能になった場合」についても、代替企業における単価の増額分を貴市が負担することとなっています。 つては、「本施設に搬入される各種ごみの性状及び分量の要求水準未達のみ起因することが明らかな場合」に加え、不可抗力に起因して資源化処理／運送企業の代替企業・つなぎ企業との契約に関して貴市に追加の財政負担が生じた場合についても、乙は貴市の追加の財政負担を補償する義務はなく、貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか、とのお尋ねがありました。	事業契約書別紙8に、災害等の不可抗力に起因し資源化処理の業務継続が困難となった場合においても、S P Cは自らの費用と責任で経費の増額を必要としない代替の資源化企業を探索し事業を継続するとしています。 また、資源化処理委託契約書第31条に業務の引き継ぎ等について定めていますので、その趣旨に鑑み、不可抗力の場合であっても、基本的には乙の負担と考えます。
58	基本協定書	8	6条	2項		事業契約等	本項で定める違約金は、乙のいずれかが本項各号のいずれかの事由に該当する場合に、当該事由に該当した乙（構成企業）のみが違約金支払義務を負い、他の構成企業は違約金支払義務を負わないものと理解してよいか、との確認がありました。	乙（構成企業）内での調整、協議と考えます。
59	基本協定書	9	10条	2項		この協定の解除	本項で定める違約金は、乙のいずれかが第10条第1項に該当する場合に、当該事由に該当した乙（構成企業）のみが違約金支払義務を負い、他の構成企業は違約金支払義務を負わないものと理解してよいか、との確認がありました。	同 上
60	基本協定書	9	11条	3項		秘密保持等	本項の各号のいずれかの場合に秘密情報を開示するときは、本項ただし書きの場合（犯罪捜査等への支障を来す場合）を除き、事前の相手方への通知の際に、秘密情報の開示の可否及び範囲について当事者で協議し合意の上、開示するものと理解してよいか、との確認がありました。	本条第3項の記述は、基本的には協議は含まない考えですが、発生した具体的な事象に応じて市はS P Cと協議する考えです。
61	基本協定書	10	11条	4項		秘密保持等	本項に基づく貴市の行政情報に含まれるべき情報の開示の場合も、事前に情報の開示の可否及び範囲について貴市と構成企業で協議し合意の上、開示して頂けるものと理解してよろしいか、とのお尋ねがありました。	本条第4項の記述は、基本的には協議は含まない考えですが、発生した具体的な事象に応じて市はS P Cと協議する考えです。
62	基本契約書	5	1条	3項		目的	「この契約、事業契約等、入札説明書等、事業提案書」の契約の優先順位となっています。各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答では、定義上「入札説明書等」に含まれているため、現状第3位です。しかし、各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答には、「この契約」や「事業契約等」の解釈が記載されており、最上位の順位としないと契約の解釈に齟齬をきたすのではないかと懸念しているとのことです。つては、以下のように取り扱っていただけないか、とのご要望がありました。 ① 各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答を最上位の優先順位として頂けないでしょうか。 ② また、対面的対話の回答No. 3の中で対面的対話については入札説明書と一体として取り扱われる旨の記載がありましたが、やはり対面的対話における質問回答にも、「この契約」や「事業契約等」の解釈が記載されていると理解しておりますので、最上位の順位として頂けないでしょうか。	基本契約書（案）を含めた各種契約書（案）につきましては、対面的対話への回答も含め回答内容を反映した改訂を行っています。また、本条に記述されている各種の契約書は、民間事業者選定後、公表している契約書（案）を基に当該民間事業者と契約交渉を経て成案となったもの（事業契約は議会承認を得たもの）を指しているため、この優先順位で妥当と考えます。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
63	基本契約書	7	5条	5項	5号	事業の概要	資源化処理／運送企業の代替企業・つなぎ企業との契約に係る貴市の追加の財政負担については、「本施設に搬入される各種ごみの性状及び分量の要求水準未達のみ起因することが明らかな場合を除き」、乙が補償することとなっています。一方で、事業契約書別紙8等においては、「不可抗力により資源化企業の業務遂行が不可能になった場合」についても、代替企業における単価の増額分を貴市が負担することとなっています。 については、「本施設に搬入される各種ごみの性状及び分量の要求水準未達のみ起因することが明らかな場合」に加え、不可抗力に起因して資源化処理／運送企業の代替企業・つなぎ企業との契約に関して貴市に追加の財政負担が生じた場合についても、乙は貴市の追加の財政負担を補償する義務はなく、貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいか、とのお尋ねがありました。	事業契約書別紙8に、災害等の不可抗力に起因し資源化処理の業務継続が困難となった場合においても、S P Cは自らの費用と責任で経費の増額を必要としない代替の資源化企業を探索し事業を継続するとしています。 また、資源化処理委託契約書第31条に業務の引き継ぎ等について定めていますので、その趣旨に鑑み、不可抗力の場合であっても、基本的には乙の負担と考えます。
64	基本契約書	8	6条	3項		事業契約等	本項で定める違約金は、乙のいずれかが本項各号のいずれかの事由に該当する場合に、当該事由に該当した乙（構成企業）のみが違約金支払義務を負い、他の構成企業は違約金支払義務を負わないものと理解してよいか、との確認がありました。	乙（構成企業）内での調整・協議と考えます。
65	基本契約書	8	6条	4項		事業契約等	「当該契約」とは「この契約」と読み替えるものと理解してよいか、との確認がありました。	ご指摘の通りですので、改訂します。
66	基本契約書	8	6条	3項	3号	暴力団関係事業者事由の除外	基本協定の解除に伴う違約金の支払い事由について、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の～」がありますが、他のPF1案件事例においても、当該事由が違約金支払いの対象に規定されている事例は希少であり、かつ本事業の違約金が巨額となります。当該事由は事業者が細心の注意を払った対応を行うものの、故意によらず起こりうる偶発性はお残るものであり、本事由を違約金支払いの対象から外して頂くことは出来ないか、とのお尋ねがありました。	現在の社会情勢に基けば、「反社会的勢力の排除」条項は妥当なものと考えます。
67	基本契約書	9	10条	2項		この契約の解除	本項で定める違約金は、乙のいずれかが第10条第1項に該当する場合に、当該事由に該当した乙（構成企業）のみが違約金支払義務を負い、他の構成企業は違約金支払義務を負わないものと理解してよいか、との確認がありました。	乙（構成企業）内での調整・協議と考えます。
68	基本契約書	9	11条	3項		秘密保持等	本項の各号のいずれかの場合に秘密情報を開示するときは、本項ただし書きの場合（犯罪捜査等への支障を来す場合）を除き、事前の相手方への通知の際に、秘密情報の開示の可否及び範囲について当事者で協議し合意の上、開示するものと理解してよいか、とのお尋ねがありました。	本条第3項の記述は、基本的には協議は含まない考えですが、発生した具体的な事象に応じて市はS P Cと協議する考えです。
69	基本契約書	9	11条	4項		秘密保持等	本項に基づく貴市の行政情報に含まれるべき情報の開示の場合も、事前に情報の開示の可否及び範囲について貴市と構成企業で協議し合意の上、開示して頂けるものと理解してよろしいでしょうか、とのお尋ねがありました。	本条第4項の記述は、基本的には協議は含まない考えですが、発生した具体的な事象に応じて市はS P Cと協議する考えです。
70	事業契約書	6	前文				① 万が一、貴市議会の議決の平成28年3月末を超えた大幅な遅延や貴市議会からの要請等により、本契約の成立が遅延する場合もしくは本契約の一部変更を行う場合等は、既に開始している本施設の設計業務の一時中止等をお認め頂く等、S P Cの負担軽減にご配慮頂けませんか、とのご要望がありました。 ② また、その場合は遅延・変更に伴う工期延長や追加費用のご負担等を協議させて頂けないでしょうか、とのご要望がありました。	万が一、そのような事態が起こった場合には、合理的な範囲で協議するものとします。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
71	事業契約書	10	1条	1項	63号	用語の定義	事業契約書及びその別紙において「法令変更」とあるのは、すべてこの「法令等変更」に読み替えられるものと理解してよいか、との確認がありました。	そのようなご理解で結構です。「法令変更」を「法令等変更」に改訂します。
72	事業契約書	10	1条	1項	63号	用語の定義	入札後、事業契約締結前までに生じた法令等変更についても、事業契約中の「法令等変更」または「法令変更」に関する各種規定が適用されるものと理解してよいか、との確認がありました。	そのようなご理解で結構です。
73	事業契約書	10	2条	2項		目的及び解釈	「基本契約、この契約、入札説明書等、事業提案書」の契約の優先順位となっています。各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答では、定義上「入札説明書等」に含まれておりますので、現状第3位です。しかし、各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答には、「基本契約」や「この契約」の解釈が記載されており、最上位の順位としないと契約の解釈に齟齬をきたすのではないかと懸念しているとのことです。については、以下のように取り扱っていただけないか、とのご要望がありました。 ① 各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答を最上位の優先順位として頂けないでしょうか。 ② また、対面的対話の回答No. 3の中で対面的対話については入札説明書と一体として取り扱われる旨の記載がありましたが、やはり対面的対話における質問回答にも、「基本契約」や「この契約」の解釈が記載されていると理解しておりますので、最上位の順位として頂けないでしょうか。	各種契約書（案）につきましては、対面的対話への回答も含め回答内容を反映した改訂を行っています。また、本条に記述されている各種契約書は、民間事業者選定後、公表している契約書（案）を基に当該民間事業者と契約交渉を経て成案となったもの（事業契約は議会承認を得たもの）を指しているため、この優先順位で妥当と考えます。
74	事業契約書	11	5条	4項		事業場所	ここでいう「整備期間」とは設計・建設期間を指すか、それとも設計・建設期間と運営・維持管理期間両方を併せた期間を指すのかお尋ねがありました。	設計から建設終了までの期間を指します。
75	事業契約書	12	7条	3項		SPCの資金調達	ここでいう「交付を受ける想定額」とは、事業提案書において記載する交付金の額と理解してよいか、とのお尋ねがありました。	交付を受ける実際の額と異なる場合は、SPCは整備費割賦料の改定等について市と協議して頂きます。
76	事業契約書	12	7条	3項		交付金が想定額と異なる場合	交付金の交付額が想定額と異なる場合、SPCは整備費割賦料の改定等について市と協議することとなっておりますが、仮に交付金の増減額により金利支払が増減する場合、スワップブレイクコストや追加資金調達に伴う金融費用等が発生する可能性があります。当該費用は市の負担という理解で宜しいか、との確認がありました。	基本的には、そのようなご理解で結構です。
77	事業契約書	14	14条	3項		設計変更に伴う金融費用	「損害、損失又は費用」には設計の変更に伴う各種契約変更に係る金融費用等も含まれる、との理解で宜いか確認がありました。	質問者が言う「金融費用等」については、その具体的内容について市はSPCに確認し、協議の上、市が合理的範囲と認める場合「損害、損失又は費用」に含める考えです。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
78	事業契約書	16	17条			本件工事に伴う近隣対策	近隣住民からの苦情等に伴う追加費用については、第58条の記載の通り、基本的に、本事業の実施そのものに対する苦情等に起因する追加費用は貴市負担、SPCが要求水準を満たさずに本事業を実施したことにより起因するものはSPC負担とご理解の上で、以下のお尋ねがありました。 ① 全体として近隣対策に関する貴市とSPCの責任分担についての貴市の考え方を教えてください。 また、個別の質問として ② 本条第1項でいう「近隣説明」と、本条第2項「近隣対策」の中で記載されている「本件工事の内容を近隣住民に対して周知させること」との違いについて教えてください。 ③ 本条第4項でいう「入札説明書等において市が設定した条件・・・に直接起因してSPCにおいて生じた損害、損失又は費用」は具体的に何を想定されているか教えてください。 ④ 本条第4項でいう「近隣説明に直接起因してSPCにおいて生じた損害、損失又は費用」は具体的に何を想定されているか教えてください。	① PFI法が定める本事業の「管理者等」である市の責任範囲に入るのか否か、また当該「帰責事由」が市であるのかSPCであるのか、が責任分担の基本的な考え方です。 ② 本条第2項は、第1項の「近隣説明」を含め広い意味で「周知させること」を記述しています。例えば、工事内容の掲示の仕方その一例です。 ③④ SPCに帰責事由がない場合で、市が設定した条件や指示した内容通りにSPCが「近隣対応」したにも拘わらず「SPCに生じた損害、損失又は費用」を指します。但し、その場合でもSPCは「善良な管理者として注意義務」を負っていることにご留意ください。
79	事業契約書	22	35条	2項		建設業務完了手続	「建設工事による周辺家屋等への影響が確認された場合は、全て民間事業者の負担で復旧する」とありますが、公共工事標準請負約款と同様に、工事の施工に伴い通常避けることができない影響につきましては、本事業の実施により必然的に生じる影響と想料いたしますので、貴市の費用負担により復旧させて頂けるものと理解してよろしいでしょうか、とのお尋ねがありました。	本件は包括委託契約であり、公共工事標準請負約款で定義する発注者とは直接的にはSPCを指すと考えています。 同約款第28条で示している発注者側の責任の解釈は、発注者の指図に過失があった場合や、工期設定において無理があることによる損害、及び請負者の選任に係る責任等を指していると認識しています。 なお、請負者が善良な管理者の注意義務を怠らなかったにもかかわらず生じた、通常避けることができない影響については、発注者とともに合理的な範囲で協議するものとしします。
80	事業契約書	23	36条	2項		工事の一時停止	工事の中断が90日以上継続した場合のSPCによる契約解除の場合の解除後の措置につきましては、第78条第3項から第7項が準用されるものと理解してよいか確認がありました。	ご指摘の点については、民間事業者選定後、当事者間における契約交渉において協議する考えです。
81	事業契約書	24	37条	5項	4号	工期又は工程の変更	工事工程等の変更が可能な場合として列挙されている「(4)この契約中において特に定める事由」には、本条第2項で記載されている「SPCは、その責めに帰すことができない事由」が含まれるものと理解してよいか、との確認がありました。	本条第5項(4)の記述は、前各号に定める事由を除いた「この契約中において特に定める事由」を指しており、具体的な確認が必要な場合は、民間事業者選定後、当事者間における契約交渉において協議する考えです。
82	事業契約書	24	37条	6項		工期又は工程の変更	許認可申請や各種届出にかかる工期の変更がSPCの責めに帰すべき事由による工期の変更とみなされることとなっておりますが、貴市が届出者となる、または貴市の協力が必要な許認可・届出については、万一貴市の責めに帰すべき事由がある場合は、工期延長やSPCに生じる追加費用の貴市によるご負担等をお認め頂けるものと理解してよいか、とのお尋ねがありました。	万が一、そのような事態が生じた場合には、市はSPCと協議する考えです。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
83	事業契約書	24	38条	1項		工期変更の場合の費用負担	SPCの責めに帰すべき事由による工事完工日の遅延の場合は、定率の遅延損害金に加えて貴市が負担した増加費用を支払うこととなっていますが、増加費用を負担することとなると、民間事業者はどの程度の金額を負担することとなるのか予測できず、受け入れ難いとのことです。本件では工事未完成部分に貴市契約規則に定める率（年率2.9%／日率約0.008%）をかけた遅延損害金を支払うことになっており、例えば工事未完成部分が50億円であれば1日あたり約40万円の支払いとなります。どの程度の金銭的な負担があるのか予測可能であり、民間事業者としては受け入れやすいとのことです。 については、公共工事標準請負契約約款等と同様に、SPCの責めに帰すべき事由による工事完工日の遅延の場合は、貴市契約規則第33条第1項に定める割合で計算した遅延損害金のみを貴市に支払うこととさせて頂くか、仮にお認め頂けない場合でも、工期遅延の場合の民間事業者の賠償額を予測可能な形として頂けるよう、ご配慮いただけないか、とのご要望がありました。	対面的対話でも回答した通り、SPCに帰責事由がある以上、市の負担費用の内、遅延損害金を上回る分についてもSPCが支払うことは妥当なものであると考えていますが、現時点で「市が負担する増加費用」を想定すること、または予測可能な形とすることは困難であるため、その分についてはSPCと協議を行う予定です。
84	事業契約書	24	38条	2項		工期変更に伴う金融費用	「費用等」には工期変更に伴う各種契約変更に係る金融費用等も含まれるとの理解で宜しいか、確認がありました。	質問者が言う「金融費用等」については、その具体的内容について市はSPCに確認し、協議の上、市が合理的範囲と認める場合「費用等」に含める考えです。
85	事業契約書	24	38条	3項		工期変更の場合の費用負担	① 工事完工予定日が変更された場合には、遅延損害金は変更後の工事完工予定日より遅れたときにのみ発生するとありますが、貴市の責めに帰すべき事由により工期が延長された場合にSPCに生じた追加費用（工期延長に伴う追加の労務費等）は貴市にてご負担いただけるものと理解してよいか、とのお尋ねがありました。 ② また、不可抗力により工期が延長された場合にSPCに生じた追加費用については別紙10に定める負担割合により貴市とSPCで負担するものと理解してよいか、とのお尋ねがありました。	基本的には、そのようなご理解で結構です。
86	事業契約書	24	39条	1項		第三者に対する損害	「（本件工事の施工に伴い通常避けることができない生活環境影響により第三者に損害が生じた場合を含む）」とありますが、このような生活環境への影響による第三者への損害は本事業の実施に伴い必然的に発生する損害と理解しており、また、公共工事標準請負契約約款等においても、このような損害は発注者負担となっているため、上記の損害をSPCが負担するとするのは、SPCに非常に厳しい規定であるとのことです。ついては、本件工事の施工に伴い通常避けることができない生活環境影響により第三者に損害が生じた場合については、貴市のご負担として頂けないか、とのご要望がありました。	本件は包括委託契約であり、公共工事標準請負契約約款で定義する発注者とは直接的にはSPCを指すと考えています。 同約款第28条で示している発注者側の責任の解釈は、発注者の指図に過失があった場合や、工期設定において無理があることによる損害、及び請負者の選任に係る責任等を指していると認識しています。 なお、請負者が善良な管理者の注意義務を怠らなかったにも関わらず生じた、通常避けることができない影響については、発注者とともに合理的な範囲で協議するものとします。
87	事業契約書	25	41条			本施設の引渡し	金融機関からの借入（完工後ローン）に必要なため、本施設の引渡し完了時には、貴市からSPCに対して、引渡しを証する書面の発行をお願いしたい、とのご依頼がありました。	市は当該金融機関に確認し、必要なことが明らかであれば協力します。
88	事業契約書	25	42条	1項		遅延に伴う金融費用	「当該遅延に伴いSPCにおいて生ずる損害、損失及び費用」にはブレークファンディングコスト等の金融費用も含まれるとの理解で宜しいか確認がありました。	基本的には、その具体的内容について市はSPCに確認し、協議の上、市が合理的範囲と認める場合「費用等」に含める考えです。
89	事業契約書	25	42条	1項		運営・維持管理開始の遅延	貴市の責めに帰すべき事由により運営・維持管理開始予定日が遅延した場合について、遅延期間分の想定運営委託料をSPCが受領出来ないこととなっていますが、固定費分についてはSPCに費用が発生する場合があるので、遅延期間の想定運営委託料のうち固定費分についてはSPCにお支払頂けないか、とのご要望がありました。	そのような事態が生じた場合、市はSPCに対し当該固定費の費目別内訳を確認し、その実情を勘案した上で協議し対応してまいります。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
90	事業契約書	26	42条	2項		運営・維持管理開始の遅延	SPCの責めに帰すべき事由による運営・維持管理開始日の遅延の場合は、定率の遅延損害金に加えて遅延損害金を超えた分の実損を支払うこととなっておりますが、実損を負担することとなると、民間事業者はどの程度の金額を負担することとなるのか予測できず、受け入れ難いとのことです。 本件では施設整備費に貴市契約規則に定める率（年率2.9%／日率約0.008%）をかけた額の遅延損害金を支払うこととなっており、例えば施設整備費が100億円であれば1日あたり約80万円の支払いとなります。どの程度の金銭的な負担があるのか予測可能であり、民間事業者としては受け入れやすいとのことでした。 ついては、公共工事標準請負契約約款等と同様に、SPCの責めに帰すべき事由による運営・維持管理開始日の遅延の場合は、貴市契約規則第33条第1項に定める割合で計算した遅延損害金のみを貴市に支払うこととさせて頂くか、仮にお認め頂けない場合でも、工期遅延の場合の民間事業者の賠償額を予測可能な形として頂けるよう、ご配慮いただけないか、とのご要望がありました。	対面的対話でも回答した通り、SPCに帰責事由がある以上、市の負担費用の内、遅延損害金を上回る分についてもSPCが支払うことは妥当なものであると考えていますが、現時点で「市が負担する増加費用」を想定すること、または予測可能な形とすることは困難であるため、その分についてはSPCと協議を行う予定です。
91	事業契約書	26	42条	4項		運営・維持管理開始の遅延	① 運営・維持管理開始予定日が変更された場合には、遅延損害金は変更後の運営・維持管理開始予定日より遅れたときにのみ発生するとありますが、貴市の責めに帰すべき事由により運営・維持管理開始予定日が延期された場合にSPCに生じた追加費用（運営・維持管理開始予定日の延期に伴う追加の労務費等）は貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいか、との確認がありました。 ② また、不可抗力により運営・維持管理開始予定日が延期された場合にSPCに生じた追加費用については別紙10に定める負担割合により貴市とSPCで負担するものと理解してよろしいか、との確認がありました。	基本的には、そのようなご理解で結構です。
92	事業契約書	27	44条	4項		性能保証	性能確認試験の結果、性能保証事項を満たす性能及び機能が満足に得られなかった場合に貴市に生じた費用を負担することとなっておりますが、一方で、事業契約書第71条や同別紙8等により性能保証の未達の場合は運営委託料の減額も課せられるのと理解しております。仮に二重の費用負担が課されるとすれば、SPCに非常に厳しい規定と思料いたします。 つきましては、性能保証の未達の場合は、事業契約書第71条同や別紙8等により運営委託料の減額のみが課せられるものと理解してよろしいか、との確認がありました。	本条第4項は「性能回復に係る費用負担」を規定したものであり、第71条や同別紙8等による「運営委託料の減額」とは趣旨が相違する規定と考えます。 一方、「運営委託料の減額」の規定は、性能未達の場合もその事由の一つと考えられますが、具体的な発生事象に応じてSPCと協議する考えです。
93	事業契約書	29	52条			有価物の売却	熔融スラグ等の有価物は、貴市から事業者へ無償で譲渡されると理解してよろしいか、との確認がありました。	そのようなご理解で結構です。
94	事業契約書	30	53条	2項		資源化受託企業に対する支払	資源化処理および運送に係る対価はSPCから資源化受託企業に支払うこととされていますが、SPCは資源化処理委託契約および運送委託契約の契約当事者ではなく、SPCから資源化業者および運送業者に支払う契約根拠がないため、現時点の会計士確認においても将来の会計監査においては是正措置を指示される可能性を指摘されており、加えて税務当局からもSPCから業者への支払が費用計上として認められない恐れがあることから、当該業者への支払は委託者である貴市よりお支払頂きたい、とのご要望がありました。	本事業に係る各種契約書は市・SPC・資源化受託企業の三者の合意の上で締結されるものです。資源化受託企業への支払は、「業務管理者であるSPC」を経由した支払方法を採用しましたが、仮に税務当局等から問題の指摘等が起こった場合は、市はSPC及び資源化受託企業と協議を行う考えです。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
95	事業契約書	32	58条	2項		地域住民対応等	地域・近隣住民等からの苦情は、それが本事業の実施そのものに反対することを目的としているのか、民間事業者の責めに帰すべき事由によるのか原因の特定が困難と存じますので、その対応につきましては、都度貴市と協議させて頂けるものと理解してよろしか、とのお尋ねがありました。	そのようなご理解で結構です。
96	事業契約書	32	58条	3項		地域住民対応等	入札説明書14頁「イ 市が実施する業務（イ）」において、本施設への一般廃棄物（可燃ごみ等）の搬入は、貴市の業務範囲とされていることから、本施設への搬入車に起因して、地域住民等から寄せられる苦情や請求される損害は、ＳＰＣ等の民間事業者の責めに帰すべからざる事由に起因したものと考えますが、この理解でよろしいか、とのお尋ねがありました。	本施設への一般廃棄物の搬入は、市側の業務であることは間違いありませんが、地域住民等から寄せられる苦情や請求される損害発生場所等によっては、市及びＳＰＣが専ら対応すべきその分担範囲が相違することがあると考えられることから、合理的な範囲で必要な協議をしてまいりたいと考えています。
97	事業契約書	32	59条	3項		非常時又は緊急時の対応等	非常時又は緊急時の対応について、市の責めに帰すべき事由による場合以外は、「この契約に別段の定めがある場合を除き」、増加費用等をＳＰＣが負担することとなっていますが、不可抗力により非常時又は緊急時の対応が必要な場合については、「この契約に別段の定めがある場合」として、第７５条を適用して費用負担を決定するものと理解してよいか、とのお尋ねがありました。	第５９条第３項は削除し、第６１条各項の「第５９条第１項」は「第５９条第１項及び第６０条第１項」に修正します。
98	事業契約書	33	61条			一般廃棄物受入制約時の費用負担	第５９条第１項とあるのは、第６０条第１項の誤記ではないか、との確認がありました。	
99	事業契約書	34	64条	4項		業務不履行時の停止改善の措置の際の協議	業務不履行時における停止改善措置（全炉停止、1炉稼働）又は継続改善措置のケースにより、運営委託料の減額手続を行うこととなっていますが、当該原因を明確にするための市と事業者による協議プロセス等が存在するという認識でよいか、との確認がありました。	業務不履行と判断されるまでは、運営委託料の減額措置は行いません。従って、市が停止改善措置若しくは継続改善措置が必要と判断した場合は、改善計画書の作成・提出の段階で、原因究明を目的とした両者協議の手続きは可能であると考えます。
100	事業契約書	37	69条	5項		施設整備委託料及び運営委託料の支払	契約期間前に事業契約が終了した場合は日割りで運営委託料を支払うこととなっています。変動費分については日割りとするのが合理的ですが、固定費分については日割り分を超えてＳＰＣに費用が発生する場合があります。ついては、契約期間前に事業契約が終了した場合は日割りで運営委託料を支払うことを原則としつつ、固定費分について日割り分を超えてＳＰＣに費用が発生した場合は、当該固定費分についてはＳＰＣに支払い頂けないか、とのお尋ねがありました。	そのような事態が生じた場合、市はＳＰＣに対し当該固定費の費目別内訳を確認し、その実情を勘案した上で協議し対応してまいります。
101	事業契約書	39	75条	3項		法令変更及び不可抗力	不可抗力又は法令変更に基づく契約の解除の場合の解除後の措置については、第７８条第３項から第７項が準用されるものと理解してよいか、とのお尋ねがありました。	ご指摘の点については、民間事業者選定後、当事者間における契約交渉において協議する考えです。
102	事業契約書	41	79条	2項		字句修正	「整備費の100分の10に相当する違約金を支払う。」とありますが、「整備費」の定義がございませんので、「施設整備費」に修正頂けないか、とのご意見がありました。	ご指摘の通りですので、「整備費」を「施設整備費」に改訂します。
103	事業契約書	42	80条	2項		字句修正	「整備費割賦委託料」とありますが、「整備費割賦委託料」の定義がございません。「整備費割賦料」の誤りではないか、とのご意見がありました。	ご指摘の通りですので、「整備費割賦委託料」を「整備費割賦料」に改訂します。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
104	事業契約書	43	81条	7項		契約解除に伴う金融費用	貴市の責めに帰すべき事由により、工事完工日以降に、SPCが事業契約を終了させた場合、貴市からSPCに対して、未払いの整備委託料及び運営委託料が支払われる（利息は控除）こととなっておりますが、金融機関のローンに係るブレイクファンディングコストも支払い対象に含まれるとの理解で宜しいか、とのお尋ねがありました。	基本的には、そのようなご理解で結構ですが、その具体的内容について市はSPCに確認し、協議の上、市が合理的範囲と認める場合「費用等」に含める考えです。
105	事業契約書	44	83条	2項		関係書類の引渡し等	貴市が、本契約の解除時にSPCが提出した図書等を本施設の運営・維持管理のために無償で自由に使用できることとなっておりますが、SPCの責めに帰さない事由による解除の場合は、当該図書等を第三者に開示、提供等する場合は事前にSPCと開示、提供等の範囲につき協議して合意の上、開示、提供等して頂けるものと理解してよろしいか、とのお尋ねがありました。	提出を受けた図書等を本施設の運営・維持管理のために、無償で自由に使用することが出来るものとしては、第三者に開示、提供等する場合は事前に民間事業者と協議をする考えです。
106	事業契約書	46	91条	1項		秘密保持	本項の各号のいずれかの場合に秘密情報を開示するときは、事前の相手方への通知の際に、秘密情報の開示の可否及び範囲について当事者で協議し合意の上、開示して頂けるものと理解してよいか、との確認がありました。	本条に該当し、第三者に開示、提供等する場合は、事前に当事者間で協議をする考えです。
107	事業契約書	47	96条 97条			担保権設定の承諾	事業者による資金調達に際し、融資金融機関からの担保権の設定等については、特段の事業実施への影響がない限り市の応諾を頂けるという理解で宜しいか、との確認がありました。	事業者が市に対して有する債権に対する担保権の設定であれば、市は承認する考えです。
108	事業契約書	48	100条			要求水準書の変更	本条に従い要求水準書の変更がなされた場合についても、第14条の設計変更の規定や第47条第3項から第6項の規定と同様の考え方が適用されるものと理解してよいか、との確認がありました。	基本的には、そのようなご理解で結構です。
109	事業契約書別紙 4	9	1	(2)	Ⅰ (Ⅰ)	定義確認	「供用開始日」とありますが、「供用開始日」の定義がありません。運営開始日と同日との理解で宜しいか、との確認がありました。	ご指摘の通りですので、改訂します。
110	事業契約書別紙 4	9	1	(2)	Ⅰ (Ⅰ) ②	供用開始日の遅れに伴う見直し基準日への影響	供用開始日の定義がありませんが、平成32年7月1日との理解です。基準金利の見直し基準日は平成42年7月1日の2営業日前に行うと明記されておりますが、上記供用開始日がずれ込んだ場合、見直し基準日はどうなるのか、お尋ねがありました。	基準金利の見直し基準日（平成42年7月1日の2営業日前）は変更しないものとお考え下さい。
111	事業契約書別紙 5	16	2	(1)	ア	運営委託料の改定	固定費、変動費について物価変動判断指標は民間事業者の提案にされていますが、物価変動の影響を大きく受けるものとして売電収入もあります。特に非バイオマス部分の売電収入は、バイオマス部分のように再生可能エネルギーの固定価格買取制度での国からの補助もなく、電力市況に影響されます。影響度合として、例えば昨今の原発不稼働状況では非バイオマス部分の売電単価はkWあたり10円強が見込まれますが、原発稼働時は5円程度でした。こうした電力市況による物価変動リスクを民間事業者が負担する場合、過大なリスク負担で、極めて保守的な売電単価でしか提案出来なくなります。今後の原発再稼働等で電力市況が大きく変わることが現実的であり、非バイオマス部分の売電収入についても、物価変動判断指標を是非とも提案させて頂けないか、とのご意見がありました。	ご趣旨の通りご提案下さい。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
112	事業契約書別紙 1 1	35				法令変更による費用の負担割合	「本施設の設計業務、建設業務、運営・維持管理業務その他本事業に関する事項を直接に規制することを目的とした法令」の変更の場合のみ貴市が費用を負担することとなっていますが、「直接に規制する」というのは非常に限定的な範囲と考えることから、例えば、「直接に影響する法令」であれば協議していただける等、民間事業者にご配慮いただくことはできませんでしょうか、とのお尋ねがありました。	事業契約書（案）別紙 1 1「法令変更による費用の負担割合」については、明確化するために改訂します。 なお、具体的な事例が生じた場合には合理的な範囲で協議するものとします。
113	資源化処理委託 契約書	4	2条	1項		総則	「基本契約、入札説明書等、事業提案書」の契約の優先順位となっていますが、この契約（資源化処理委託契約）は基本契約の次の優先順位になるものと理解してよいか、との確認がありました。	ご指摘の点については、本条第1項は、事業契約書（案）第2条第2項の記述と同様な記述に改訂します。
114	資源化処理委託 契約書	4	2条	1項		総則	「基本契約、入札説明書等、事業提案書」の契約の優先順位となっています。各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答では、定義上「入札説明書等」に含まれているため、現状第2位です。しかし、各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答には、「基本契約」や「この契約」の解釈が記載されていることから、最上位の順位としないと契約の解釈に齟齬をきたすのではないかと懸念しているとのことです。については、以下のように取り扱っていただけないか、とのご要望がありました。 ① 各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答を最上位の優先順位として頂けないでしょうか。 ② また、対面的対話の回答No. 3の中で対面的対話については入札説明書と一体として取り扱われる旨の記載がありましたが、やはり対面的対話における質問回答にも、「基本契約」や「この契約」の解釈が記載されていると理解しておりますので、最上位の順位として頂けないでしょうか。	各種の契約書（案）につきましては、対面的対話への回答も含め回答内容を反映した改訂を行っています。また、本条に記述されている各種の契約書は、民間事業者選定後、公表している契約書（案）を基に当該民間事業者と契約交渉を経て成案となったもの（事業契約は議会承認を得たもの）を指しているため、この優先順位で妥当と考えます。
115	資源化処理委託 契約書	4	2条	7項		総則	資源化処理業務の前提は、入札説明書等に記載された情報及びデータならびに事業契約時の本契約締結時に使用しうするすべてのデータと認識した上で、貴市と資源化受託企業および運送企業が、資源化処理運送委託契約を締結する前までに、貴市のごみ質等の変動により資源化対象物の性状等に変動が生じ、入札説明書等と異なる場合、資源化処理業務の困難さや、コストを適切に見積もることはできかねます。つきましては、ごみ質等の変動があった場合には、別途精算の対象とさせていただきます、とのご要望がありました。	資源化処理業務の前提についてのご認識はそれで結構ですが、後段の資源化対象物の性状・成分の変動については対面的対話の回答でお示しした通り、資源化処理委託契約書（案）第25条に記載のとおりに対応するものとお考えください。
116	資源化処理委託 契約書	5	5条	4項		業務遂行	「自己の費用により」とありますが、甲又はSPCによりどのような許認可の申請等が行われるかが不明な為、乙の費用負担については申請内容により常識的な範囲を超える物については協議させていただきたいと考えますが如何か、との確認を頂きました。	基本的には、そのようなご理解で結構です。
117	資源化処理委託 契約書	6	12条			業務の基準等	「業務マニュアル」とありますが、具体的な業務マニュアルの記載内容、運用方法等の詳細については、事業提案書の内容に基づきSPCと協議を行って決定するという認識でよいか、との確認がありました。	そのようなご認識で結構です。
118	資源化処理委託 契約書	6	13条	3項		業務実地計画及び年間業務計画等	「甲は、事業計画及び・・・何ら責任を負担するものではない」とありますが、事業計画等の決定や変更においては甲の承諾が必要となっている前項の内容に対して、甲が何ら責任を負担するものではないというのは矛盾した内容であると考えますが如何か、とのご意見を頂きました。	「甲（市）」は業務管理を行うSPCと共に各種計画の確認及び変更の承諾を行うもので、各種計画の策定及び業務実施の責任主体は「乙（資源化処理企業）」であることを明確化したものとお考え下さい。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
119	資源化処理委託契約書	6	9条	1項		資源化対象物等の取扱い	「その品質にかかわらず」とありますが、貴市のごみ質の変動により資源化対象物の性状が、入札説明書や事業提案書に定める性状と異なる場合には、別途精算協議をさせていただきたい、とのご要望がありました。	対面的対話の回答で明示した通り資源化処理委託契約書（案）第25条に記載のとおりに対応するものとお考えください。
120	資源化処理委託契約書	6	9条	2項		資源化対象物等の取扱い	様式13-8 2「資源化物の売却収入（事業用地外）」とは、SPCが事業用地外で得られる売却収入を記載すればよいか、とのお尋ねがありました。仮に資源化処理企業が、他社に売却した収入を指す場合、本事業の事業範囲外であり、民間事業者の売却収入等を開示することは、特殊の技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、記載することはできないための確認、とのことでした。	まずは、入札説明書等に記述している「民間事業者」「構成企業」等の定義をご確認下さい。資源化処理企業が資源化処理した資源化物の売却収入は、当該企業が収納することを認めており本委託契約書（案）第9条 本事業の事業範囲内です。当該売却収入等の提案を求めているのは、本市が支払う「ご提案頂いた資源化処理単価」の妥当性を検証するためのものですが、ご指摘の懸念に関連する場合は、市は民間事業者と協議する考えです。
121	資源化処理委託契約書	7	14条	1項		業務報告書	業務報告書の様式等詳細については甲及びSPCとの協議のうえ決定するという理解でよいか、との確認がありました。	そのようなご理解で結構です。
122	資源化処理委託契約書	7	15条			甲又はSPCによる業務遂行状況の検査	乙への立入検査については、事前に乙の了解を得たうえで行われるという理解でよいか、との確認がありました。	そのようなご理解で結構です。
123	資源化処理委託契約書	8	19条	1項		支払停止等	「甲又はSPCの指摘が・・・支払い停止とすることができる」とありますが、甲又はSPCからの指摘に対しては是正内容や、資源化処理委託料の減額及び支払い停止については、甲及びSPCと乙が協議を行ったうえで決定されるという理解でよいか、との確認がありました。	基本的には、そのようなご理解で結構です。
124	資源化処理委託契約書	8	20～23条			・資源化物の売却収入の領収・領収書の交付・帳簿の整備・収受状況の報告	北名古屋工場からの資源化対象物について、受託分のみを選別して山元還元処理する事は不可能な為、資源化対象物の受託料相当の資源化物の売却金額は算出する事ができず、本項については対応できない、とのことでした。仮に、資源化対象物の資源化実績の確認ということであれば、別途協議により方法等を決定し、業務マニュアルに反映すると理解してよいか、との確認がありました。	本市からの受託物に対する資源化物の特定については、これまでのご経験に基づく按分等の処理にて、提案書様式等に必要な記載をしてください。
125	資源化処理委託契約書	9	27条	1項項		不可抗力によって発生した費用等の負担	不可抗力の判定等の結果、不可抗力と認められる場合は、資源化企業に生じた追加費用等の負担については、事業契約書に準じて事業年度ごとの予定委託料の1%までが資源化企業負担、それを超える分が貴市負担になるものと理解してよろしいか、とのお尋ねがありました。	事業契約書（案）が対象とする本処理施設とは異なり、資源化企業が所有する施設は当該資源化企業に所有権があるため、事業契約書（案）を適用することはできないと考えます。
126	資源化処理委託契約書	9	29条	3項		法令変更によって発生した費用の負担	法令変更による費用等の負担について、本業務に直接関係する法令変更については甲、本業務に直接関係しない法令変更については乙が負担すると思いますが、法令変更の本業務への関係の有無に関しては甲乙協議のうえで決定させていただくという考えでよいか、との確認がありました。	資源化処理委託契約書（案）第29条第2項に記載した通り、協議する考えです。
127	資源化処理委託契約書	10	31条	10項		業務の引継ぎ等	契約終了後の業務引継ぎについては、乙（資源化企業）が自己負担により行うものが想定しかねますので、本条については削除をお願いしたい、とのご意見がありました。	「第30条」の規定の趣旨に基づき、妥当な規定と考えます。
128	資源化処理委託契約書	11	33条	11項		乙の解除権	「甲又はSPCが重要な義務に違反し・・・」とありますが、重要な義務に対する違反とは具体的にどのような内容であるかの取り決めが必要かと考えますが如何か、というご意見がありました。	取り決めが必要であるかどうかについては、具体的な事象に基づき民間事業者と協議する考えです。
129	資源化処理委託契約書					資源化対象物の処理数量について	資源化対象物の処理数量についての記載がありませんので、SPCと協議のうえ事業年度ごとに都度決定させていただく旨の記載をさせていただきたいと考えますが如何か、とのご意見がありました。	資源化対象物の処理数量については、入札説明書別紙3「10頁 イ（イ）①可燃ごみ等処理相当分」に記述している処理量の算定方法に準じて取り扱う考えです。

NO.	質 問 事 項	頁	該当書類中の対応部分				質 問 事 項	質 問 に 対 す る 回 答
			大項目	中項目	小項目	項 目 名		
130	運送委託契約書	4	2条	1項項		総則	「基本契約、入札説明書等、事業提案書」の契約の優先順位となっていますが、この契約（運送委託契約）は基本契約の次の優先順位になるものと理解してよいか、との確認がありました。	ご指摘の点については、本条第1項は、事業契約書（案）第2条第2項の記述と同様な記述に改訂します。
131	運送委託契約書	4	2条	1項項		総則	「基本契約、入札説明書等、事業提案書」の契約の優先順位となっています。各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答については、定義上「入札説明書等」に含まれているため、現状第2位です。しかし、各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答には、「基本契約」や「この契約」の解釈が記載されており、最上位の順位としないと契約の解釈に齟齬をきたすのではないかと懸念しているとのことです。ついては、以下のように取り扱っていただけないか、とのご要望がありました。 ① 各種民間事業者からの質問及び貴市からの回答を最上位の優先順位として頂けないでしょうか。 ② また、対面的対話の回答No. 3の中で対面的対話については入札説明書と一体として取り扱われる旨の記載がありましたが、やはり対面的対話における質問回答にも、「基本契約」や「この契約」の解釈が記載されていると理解しておりますので、最上位の順位として頂けないでしょうか。	各種の契約書（案）につきましては、対面的対話への回答も含め回答内容を反映した改訂を行っています。また、本条に記述されている各種の契約書は、民間事業者選定後、公表している契約書（案）を基に当該民間事業者と契約交渉を経て成案となったもの（事業契約は議会承認を得たもの）を指しているため、この優先順位で妥当と考えます。
132	運送委託契約書	8	23条				不可抗力の判定等の結果、不可抗力と認められる場合は、運送企業に生じた追加費用等の負担については、事業契約書に準じて事業年度ごとの予定委託料の1%までが運送企業負担、それを超える分が貴市負担になるものと理解してよいか、とのお尋ねがありました。	事業契約書（案）を適用することはできないと考えます。